

3-7 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの見直しについて

(1) 養護(盲養護)老人ホーム

養護老人ホームについては、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」(平成16年10月28日)を踏まえた、老人福祉法の改正等を行い、

- ① 養護老人ホームは、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設であることを明確化し、
- ② 養護老人ホームへの措置事由を「身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由」から「環境上の理由及び経済的理由」に改正し、
- ③ 養護老人ホームの入所者が要介護等の状態になった場合は、介護保険サービスの利用を可能にする、

等の見直しを行うこととしたところである。(平成18年4月1日施行)

現在、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年7月1日厚生省令第19号)のほか、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和62年1月31日社老第8号)などの関係法令・通知の見直しを進めているところである。

【見直しが必要な主な事項】

① 入所措置基準

措置事由が「環境上の理由+経済的理由」に改正されることに伴う、入所措置基準の見直し

② 最低基準

養護老人ホームの将来像を踏まえた、定員、規模、設備基準、職員配置基準、居住環境等の改善(ユニット型養護)など、最低基準(省令)の見直し

③ 措置費の参考単価

配置基準の見直し等に対応した措置費の参考単価の改定

④ 介護報酬

一度に複数の入所者に訪問介護等のサービスを提供する場合の介護報酬の在り方(→介護給付費分科会で議論)

各都道府県におかれては、養護老人ホームの入所者に対する介護保険サービスの提供が円滑に行われるよう、管内の市町村及び養護老人ホームの設置者に対し、要支援・要介護認定を受けるべき入所者の把握、入所者の心身の状況と必要な介護サービスの把握、介護サービスの提供主体・方法の検討、これらを踏まえた職員に対する研修の実施や資格取得に係る支援など、所要の準備が図られるよう周知願いたい。

(2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、将来に向けてA型、B型、ケアハウスの三類型を統一することとし、現にあるA型及びB型については、今後建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行できるよう十分な配慮が必要であることから、A型やB型からケアハウスに移行する場合の居室面積要件の緩和等を検討しているところである。